

1. 特定行為に係る看護師の研修制度（案）について

チーム医療を推進する観点から、日本の実情に即した医師・看護師等の医療スタッフの協働・連携の在り方について検討を行うため、平成 21 年度に「チーム医療推進に関する検討会」（座長：永井良三 東京大学大学院医学研究科 教授（当時））を開催し、平成 22 年 3 月 19 日に報告書を取りまとめた。当該報告書においては、①各医療スタッフの専門性の向上、②各医療スタッフの役割の拡大、③医療スタッフ間の連携・補完の推進という方向を基本とし、様々な取組を進める必要があると提言された。

それらの具体的方策の実現に向けた検討を行うため、様々な立場の有識者で構成される「チーム医療推進会議」（座長：永井良三 自治医科大学 学長）を平成 22 年 5 月 12 日に設置し、その下に「チーム医療推進方策ワーキンググループ（平成 22 年 10 月 4 日設置）」（座長：山口徹虎の門病院長）及び「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ（平成 22 年 5 月 26 日設置）」（座長：有賀徹 昭和大学病院長）を設置して詳細な検討を行っている。

看護師の業務範囲等については、平成 25 年 1 月 30 日に開催された第 17 回チーム医療推進会議において、特定行為を診療の補助の範囲内の一部の行為と位置付け、医師の指示の下、プロトコール（手順書）に基づいて特定行為を実施する看護師は、厚生労働大臣が指定する研修を修了する等を内容とした「特定行為に係る看護師の研修制度（案）」を提示し、検討を行っているところである。

2. 看護教員の養成に係る講習会等について

看護基礎教育に重要な役割を果たしている看護教員の養成に係る講習会等について、平成 25 年度の取組みは以下のとおりであり、引き続き看護教育の推進にご協力いただきたい。

(1) 看護教員に関する講習会等の開催及び受講の促進について

平成 25 年度の看護教員に関する講習会は、専任教員養成講習会が 20 都道府県（前年度 19 都道府県）及び都道府県の講習会に準じるものとして認定した 3 団体（前年度 1 団体）で、教務主任養成講習会は引き続き福岡県及び都道府県の講習会に準じるものとして認定した 2 団体で、実習指導者講習会は 43 都道府県で実施される予定である。

各都道府県におかれては、安定的に看護教員等を養成するために、引き続き講習会の開催及び受講を促進していただきたい。

(2) 専任教員養成講習会における e ラーニングの導入について

看護教員の質・量の双方の充実とともに、未受講教員の解消を目的として、平成 25 年度より専任教員養成講習会の一部科目に e ラーニングを導入することとしている。

導入する科目は、13 科目（16 単位 375 時間）であり、一科目からでも活用可能としている。

平成 25 年度は、5 県が活用予定である。

各都道府県におかれては、平成 26 年度以降積極的に e ラーニングを活用していただきたい。

(3) 関連経費等の財政支援について

平成 25 年度予算案においても、看護教員養成講習会事業について引き続き支援を行う予定である。

また、e ラーニングについては、平成 25 年度予算案で運営主体へ財政支援を行う予定である。

3. 「看護の日」等について

(1) 「看護の日」及び「看護週間」について

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」は、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等について、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずること等を目的としている。

これに関連し、厚生労働省では、5月12日を「看護の日」、5月12日を含む1週間を「看護週間」として、全国的に一日看護体験などの行事を開催し、看護の普及啓発に取り組んでいるところである。

○ 平成25年度の中央事業は、「忘れられない看護エピソード」の表彰式を東京都で開催する予定である。

広報等についてご協力をお願いしたい。

○ また、各都道府県におかれても、看護の普及啓発に関する事業への積極的な取り組みをお願いしたい。

(2) 「日本看護サミット」について

平成25年度は、愛知県での開催が決定しており、主催県を除く各都道府県におかれては、広報等へのご協力をお願いしたい。

4. 経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の受入れについて

（1）各国からの受入れ状況について

○インドネシア・フィリピン

インドネシアについては、平成20年度から看護師候補者の受入れを開始し、これまでに392人を受け入れ、51人が看護師国家試験に合格したところである。

フィリピンについては、平成21年度から看護師候補者の受入れを開始し、これまでに237人を受け入れ、15人が看護師国家試験に合格したところである。

平成25年度の看護師候補者受入れ人数枠については、インドネシア・フィリピンそれぞれ最大で200人である。

○ベトナム

受入れの基本的な枠組みを定める交換公文に日越両国が署名・交換（平成24年4月）し、平成26年の春以降から受入れ予定。

なお、候補者の要件として、日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）を課している。

（2）EPAに基づく看護師候補者に対する支援について

EPAに基づく看護師候補者の受入れについては、二国間の協定で定められた期間内に看護師の資格を取得し、引き続き我が国で就労することを目的としており、入国後、受入れ施設において国家資格取得に向けた研修を適切に実施することが重要である。

しかしながら、候補者が日本語を十分に習得していないケースが多く、受入れ施設が研修実施に苦慮していたこと、また、受入れ負担となっていたことから、平成22年度より、

- ・eラーニングの提供や、模擬試験による習得状況の把握や苦手分野等を補完する集合研修を定期的実施
 - ・日本語学校等への修学又は講師の派遣による研修の実施等に係る経費を支援
 - ・研修指導者経費、物件費等を支援
- などの支援策を実施、継続している。

今後も引き続き、EPAに基づく看護師候補者に対して必要な支援策を講じていく。

（3）看護師国家試験の特例的な対応について

これまでE P Aに基づく看護師候補者への配慮として難解な用語の平易な用語への置換えや疾病名への英語の併記などの対応を行ってきたところである。これらの対応に加え、今年の前102回看護師国家試験においては、試験時間を一般受験者の1.3倍に延長するとともに、全ての漢字にふりがなを付記する特例的な対応を行った。

5. 平成25年度看護職員確保対策等予算（案）について

(1) 新規予算（案）等について

○ 看護補助者活用推進事業

看護職員の業務負担軽減や業務の整理を進め、看護補助者の活用を推進して協働して業務を行う環境を整えるため、病院の看護管理者を対象とした研修を実施する。

○ 看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業

各都道府県ナースセンターに勤務する看護職員就労相談員がハローワーク等に出向いて就労制度などを綿密に調整しマッチング率の向上を目指す。

○ 都道府県ナースセンター事業は、既に、一般財源化されているが、各県のナースセンター事業予算の調査集計結果は、

平成24年度の47都道府県の予算額 1,077百万円

(参考) 平成23年度予算より増 9都道府県 9百万円増という状況であった。

新規事業をはじめ、先般通知した『医療分野の「雇用の質」向上のための取組について』でも、公的職業紹介機関における看護職員のマッチング機能の強化を図るため、ナースセンターとハローワークの連携・協働による看護職員の人材確保への取組についてご協力をお願いしていることから、ナースセンター事業のさらなる充実への積極的な検討をお願いする。

(2) その他

○ 「医療提供体制推進事業費補助金」については、各都道府県の自主性・裁量性を尊重し、重点化が可能な仕組みとしメニュー化しているので、「第七次看護職員需給見通し」の達成へ向けて積極的に活用していただきたい。

○ 看護師等養成所施設整備事業等については、平成25年度より、内閣府が計上する「地域自主戦略交付金」から、これまで医政局が計上してきた「医療提供体制施設整備費補助金」として再び取り扱うこととしたところ。